



平成 30 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 エ ス エ ル デ ィ ー  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 C E O 伴 直 樹  
(コード：3223 東証 JASDAQ スタンダード)  
問 合 せ 先 経 営 管 理 本 部 本 部 長 C F O 鯛 剛 和  
(TEL. 03-6277-5031)

## 決算期（事業年度の末日）の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 5 月 14 日開催の取締役会において、以下のとおり、決算期の変更及び定款の一部変更について、平成 30 年 6 月 28 日開催の第 15 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

当社は、平成 29 年 11 月 14 日開催の取締役会決議に基づき、株式会社 DDホールディングス（以下「DDホールディングス」といいます。）との間で資本業務提携契約を締結いたしました。

当該資本業務提携により、平成 29 年 12 月 20 日をもって当社の主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社となった DDホールディングスと決算期を統一することにより、経営計画の策定や業務管理等の経営及び事業運営の合理化を図るとともに、適時・適切な情報の開示に取り組むため、当社の事業年度を変更するものであります。

本件に伴い、現行定款に所要の変更を行うとともに、経過措置として新たに附則を設けるものであります。

#### 2. 決算期変更の内容

現 在	毎年 3 月 31 日
変 更 後	毎年 2 月 末 日

（注）決算期変更の経過期間となる第 16 期は、平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 2 月 28 日までの 11 か月決算となる予定です。

#### 3. 今後の見通し

決算期変更の経過期間となる第 16 期の業績予想につきましては、本日公表の「平成 30 年 3 月期決算短信」をご参照ください。

4. 定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第1条～第11条 (条文省略)</p> <p>第12条 (基準日) 当社は、毎年<u>3月31日</u>の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする。</p> <p>第13条～第44条 (条文省略)</p> <p>第45条 (事業年度) 当社の事業年度は毎年<u>4月1日</u>から翌年<u>3月31日</u>までの1年とする。</p> <p>第46条 (条文省略)</p> <p>第47条 (剰余金の配当基準日) 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>3月31日</u>とする。</p> <p>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年<u>9月30日</u>とする。</p> <p>3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>第48条 (条文省略) (新 設)</p>	<p>第1条～第11条 (現行どおり)</p> <p>第12条 (基準日) 当社は、毎年<u>2月末日</u>の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする。</p> <p>第13条～第44条 (現行どおり)</p> <p>第45条 (事業年度) 当社の事業年度は毎年<u>3月1日</u>から翌年<u>2月末日</u>までの1年とする。</p> <p>第46条 (現行どおり)</p> <p>第47条 (剰余金の配当基準日) 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>2月末日</u>とする。</p> <p>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年<u>8月31日</u>とする。</p> <p>3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>第48条 (現行どおり) 附 則 第1条 (第16期の事業年度) <u>第45条の規定にかかわらず、第16期の事業年度は、2018年4月1日から2019年2月末日までの11か月間とする。</u></p>

	<p><u>第2条（第16期の中間配当の基準日）</u> <u>第47条第2項の規定にかかわらず、第16期の事業年度の中間配当の基準日は、2018年9月30日とする。</u></p> <p><u>第3条（附則の有効期限）</u> <u>本附則は、2019年2月末日まで有効とし、同日の経過をもって削除する。</u></p>
--	---

5. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成30年6月28日（予定）  
定款変更の効力発生日 平成30年6月28日（予定）

以 上